

収入印紙		契 約 書									
契 約 番 号	湖市新 第 2 0 2 4 - 1 号										
案 件 名	令和 5 年 度 新 居 地 域 セ ン タ ー ロ ビ ー チ ェ ア 購 入										
納 品 場 所	湖西市新居地域センター										
納 品 期 限	令和 6 年 3 月 2 2 日 まで										
契 約 金 額	億 万 円 0 ¥ 0 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 0円)										
契 約 保 証 金	免除 <input type="checkbox"/> 契約保証金の納付 <input type="checkbox"/> 有価証券の提供 <input type="checkbox"/> 金融機関又は保証事業会社の保証 <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券 <input type="checkbox"/> 履行保証保険										
前 払 金	なし										
部 分 払	なし										
そ の 他 の 事 項											
<p>上記の案件について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。</p> <p>令和 6 年 月 日</p> <p>発注者 所在地 静岡県湖西市吉美 3 2 6 8 番地 職・氏名 湖西市長 影山 剛士 印</p> <p>受注者 所在地 商号・名称 代表者職氏名 印</p>											

物品供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の案件（以下「本案件」という。）の契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款及び別添の設計図書（数量表、仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に従って、本案件を履行しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に定める物品を契約書記載の納品場所に履行期限までに納入するものとし、発注者は代金として契約金額を支払うものとする。
 - 3 受注者は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との合意がある場合を除き、本案件を行うために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、本案件を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(検査及び引渡し)

- 第3条 受注者は、設計図書に定める物品を納品場所に納入したときは、発注者に対し納品書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の納品書の提出があったときは、速やかに本案件の完了を確認するために納品された物品について、設計図書に定める内容、種類、品質、数量等（以下「契約内容」という。）に適合しているかどうかの検査を行い、当該検査の結果を受注者に書面により通知しなければならない。
 - 3 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、物品の引き渡しが行われたものとみなす。
 - 4 第2項の検査において合格と判定されなかったときは、受注者は、発注者が定める相当

の期間内に、発注者が指示する方法で納品した物品の補修又は追加を行い、あらためて第 2 項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで以後も同様とする。

5 物品の引渡し前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

第 5 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格した時は、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して 30 日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、設計図書に部分払いが認められる旨の明示があるときは、設計図書に定める全ての物品の引渡し完了する前であっても、検査に合格した既納部分に相応する契約金額の請求ができる。

(引渡し前における物品の使用)

第 6 条 発注者は、第 3 条第 3 項の規定による引渡し前においても、物品の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 7 条 発注者は、引き渡された物品について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、速やかに受注者に対しそれを通知するものとする。

- 2 前項の場合において次の各号にいずれかに該当するときは、発注者は受注者に対し、発注者が定める相当の期間内に、発注者が指定する方法により、受注者の費用負担で、供給した物品の補修又は代替物若しくは不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
 - (1) 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるとき。
 - (2) 契約不適合が数量以外の事項の場合において、発注者が契約不適合を発見した日から 1 年以内に契約不適合を受注者に通知しなかったとき。
- 3 受注者は、発注者が指定する方法と異なる方法により履行の追完をしてはならない。
- 4 発注者が受注者に第 2 項に定める補修の請求ができる場合において、発注者自らが物品を補修し、または第三者に物品を補修させたときは、発注者は受注者に対し、当該補修に要した費用を請求することができる。

(発注者による支払金額の減額請求権)

第 8 条 前条第 2 項の規定により発注者が受注者に履行の追完を請求することができる場合であっても、発注者は同行の規定による請求をすることなく、履行の追完に代えて、支払金額の減額を受注者に請求することができる。

2 前項の規定により支払金額の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

- (1) 設計図書に減額割合について定めがあるときは、発注者がその定めに基づき決定し、受注者に通知する。
- (2) 設計図書に減額割合について定めがないときは、発注者と受注者が協議して決定する。

(履行遅延の場合における遅延損害金)

第 9 条 受注者は、納品期限までに物品の引渡しを完了しないときは、契約金額から検査に合格した既納部分に相応する契約金額を控除した金額につき、遅延日数に応じこの契約の締結日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定にする財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延損害金として発注者に支払うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 10 条 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なしに、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は担保の目的に供してはならない。

(暴力団関係業者の関与の禁止等)

第 11 条 受注者は、第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者（以下この条において「暴力団関係業者」という。）を、本案件に係る契約の相手方としてはならない。

- 2 受注者は、本案件に係る全ての契約の相手方に、暴力団関係業者と本案件に関連する契約を締結させてはならない。
- 3 受注者が、第 1 項の規定に違反して暴力団関係業者を契約の相手方とした場合又は前項の規定に違反して契約の相手方に暴力団関係業者と本案件に関連する契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。）を求めることができる。
- 4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。）
- 5 受注者は、本案件を行うに当たり、暴力団関係業者から不当な行為を受けたときは、発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他暴力団排除のための必要な協力を行わなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 12 条 この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 2 に相当する額を違約金としては発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者

が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定による納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定した時は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、第 9 条に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（不履行等に係る契約の解除）

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この約款又は設計図書の規定に違反し、かつ、当該違反について発注者からその是正を求める通知を受領した後、直ちにそれを是正しないとき。
- (2) 受注者が、正当な理由によらないで、履行期間内に本案件を完了する見込みがないとき。
- (3) 受注者が、本案件の履行を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公の機関からの処分を受け、又は整理、会社更生手続の開始、破産若しくは競売の申し立てを受け、若しくは自ら整理、民事再生手続、会社更生手続の開始若しくは破産の申し立てをしたとき。
- (5) 受注者が自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受けたとき。
- (6) 営業の全部又は重要な部分の譲渡又は廃止若しくは、解散の決議をし、本案件に重大な支障をきたすと判断したとき。

- (7) その他財産状況が悪化したとき又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (8) 前各号に掲げるほか、受注者がこの約款又は設計図書の規定に違反し、その違反によってこの本案件の目的を達成することができないおそれがあるとき。
 - (9) 受注者が発注者に対して契約の解除を申し出て、発注者がこれを承認したとき。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者は、その損害を賠償しないものとする。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

- 第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号の暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与または不当に有利な取扱いをする等直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - (6) 受注者が本案件に係る契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該契約をしたと認められるとき。
 - (7) 受注者が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の取り止めを求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 発注者が第 11 条第 3 項の解除を求め、受注者が正当な理由なくこれに従わなかったとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 発注者は、前 2 項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体あるときは、代表者又は構成員は賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 第 13 条第 1 項に該当するとき。

(2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第 17 条 発注者は、本案件が完了するまでの間は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び前条の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 18 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第 19 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本案件の完了前に契約が解除された場合において、受注者が既納した物品の引渡しを受ける必要があると認めたときは、当該物品を検査の上、当該検査に合格した物品の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既納された物品に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既納された物品に相応する契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(不測の事態)

第 20 条 天災地変その他不可抗力により本案件の遂行に支障が生じた場合には発注者及び受注者が誠意をもって協議の上、善後策を決定するものとする。

(受注者の報告義務等)

第 21 条 受注者は、本案件を行うに当たり、事故が発生した場合は、発注者に直ちにその旨を報告しなければならない。

- 2 発注者は必要に応じ、受注者に対して本案件の履行状況について報告を求めることができる。
- 3 前項の場合において報告を求められたときは、受注者は速やかに本案件の履行状況について発注者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を発注者に賠償しなければならない。

- 2 受注者の責に帰すべき本案件の契約不適合が原因でこの契約終了後に事件が発生し発注者が損害を受けた場合は、発注者はその損害額を受注者に請求する権利を有する。

(契約外の事項等)

第 23 条 この約款又は設計図書について疑義が生じた場合及び定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。